

旭市立中和小学校いじめ防止基本方針（平成29年1月23日改訂）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。（いじめ防止対策推進法）

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、聞き取り調査やアンケートなど、さまざまな手段を講じて、情報収集を行う。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、組織的な生徒指導体制の確立と、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が、発達に即した確かな児童理解を基盤に、生徒指導の機能を重視した分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感とともに自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを十分に指導する。

- ①一人一人が活躍でき、人との関わり方を身に付けるための活動
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・登下校班や行事での異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や家庭学習の工夫
- ②安心して自分を表現できる教室づくり
表現する力の育成を図り、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫することで、自分を表現できる活動にする。
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- ④「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめゼロ宣言」「ピア・サポート」などの取組
人権やいじめ問題、人間関係づくりについて課題意識を持たせるようにする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童との信頼関係を深めながら、様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ 様子に変化が見られる児童がいる場合には、学年間や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。さらに教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

ウ 「学校生活に関するアンケート」を学期毎に実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。また、児童が日頃の思いを気軽に綴る「こころのまど」から、児童の心の変容を把握し内在している問題の有無を探る。

エ 教育相談週間を年2回実施し、担任が全員の児童と二者面談を実施し、情報を得る。

オ 相談箱を設置し、担当が毎日内容を確認し、担任と連携し、児童の気持ちに寄りそう。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちに対しても同様に指導する
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- カ 重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、必要に応じ関係機関に通報する。教育委員会の指導・助言のもと、調査を進め、児童や保護者に情報を提供するなど、必要な初動対応を行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況があるならば、「子どもと親のサポートセンター」「子ども人権110番」等の相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 「生徒指導報告会」
月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任よりいじめ防止対策委員会を設置する。月1回または必要に応じて委員会を開催する。重大事態が発生した場合は、第三者の参加を図る。
- ③ 「いじめ防止に関する校内研修」
いじめに関する研修を研修の年間計画に位置付け、事例研究や講師を招聘しての学習会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急かつ重要ないじめに関わる生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。また、必要に応じて教育委員会、スクールカウンセラー、警察、保護者との話し合いの場を設定する。

中和小 いじめ防止対策委員会 年間活動計画

	職員	児童	集会活動
4	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・こころのまど	1年生を迎える会
5	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・学校生活アンケート 教育相談週間	
6	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・こころのまど	運動会
7	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	命を大切に作るキャンペーン(標語作り) 挨拶運動・こころのまど	まごころ集会(いじめゼロ宣言)
8			
9	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・児童アンケート	
10	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・こころのまど	
11	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・学校生活アンケート	すずがね祭り
12	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・こころのまど	
1	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	大なわ練習・挨拶運動・学校生活アンケート・教育相談週間	
2	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	大なわ練習(縦割り活動) 挨拶運動・児童アンケート	校内なわとび大会
3	いじめ防止対策委員会 生徒指導報告会	挨拶運動・こころのまど	6年生を送る会